慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	西原春夫著『刑事法研究』第一巻・第二巻、昭和四二年
Sub Title	H. Nishihara, Kriminalrechtliche Untersuchungen
Author	宮沢, 浩一(Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1968
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology
). Vol.41, No.3 (1968. 3) ,p.140- 147
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680315-0140

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹 介 ع 批 評

西原春夫著

刑 事 法 研 究

第一巻・第二巻、 昭和四二年

とめられていた。

者が昭和三四年から昭和四二年にかけて発表された二二編の論稿が 昭和四二年の七月、九月に、相ついで公刊された本書には、著

責任主義、 収録されている 「第二部刑法学の実践的諸問題」においては、ドイツ刑法にお ける ち、特に、実践的課題を対象とするものが集められている。 を収めるに当つて、第一巻には、西ドイツ刑法学に関する論文のう 「第一部刑法改正」においては、刑法改正事業の概観、刑法改正と 刑事法研究という包括的な著書名にふさわしい多彩な内容の論文 刑法改正と刑罰・処分の制度、死刑廃止論争が扱われ、

酩酊犯罪、

西ドイツにおける過失交通事犯、

比較刑法学のあゆみの

本章及び第三章においては、

連邦議会の特別委員会「刑法」にお

的効力、交通事犯における過失の諸問題、アルコール酩酊と犯罪に つき、著者が西ドイツ滞在中に参加された各種の学会のルポを収め 三章に分説され、「第三部学会報告」におい て は、 刑事判決の国際

法学の現状と評価」(ジュリスト三一三号特に四○頁以下)の発言にま な加筆がほどこされており、 に発表されたものであるが、本書に収録されたものは、旧稿に大幅 第一部を構成する論稿は、 その簡潔な要旨は、座談会「ドイッ刑 かつて、法律時報三七巻一、二、四号 一 そこで、まず、この第一巻から紹介をしてみることにしたい。

た例を、 向を知ろうとする人は、本章から、今後、どれだけ多くの恩恵を受 分で、一転して、 強いタッチで、その刑法思想の流れを大きくとらえ、一応の概観を ツ刑法成立を論ずるに先立つて、ゲルマン慣習法から説き起し、 えられるであろう。 をしている我が国の当事者には、いろいろな意味で貴重な刺激が与 正是非論についての紹介からも、現在、同じように刑法の全面改正 けるか、はかり知れないものがある。又、一九六二年案をめぐる改 法改正の実態について、これ程までに神経のゆきとどいた整理をし した後、現行刑法成立後の部分改正から今日の改正の現況までの部 ドイツにおける刑法改正事業の概観を論じた第一章は、 私は他に知らない。この意味で、西ドイツの刑法改正の動 誠に精密な考証を加えて居られる。西ドイツの刑 現行ドイ

て、一九六六年までをしつかりと押えてもらつたことではじめて安なれられているにすぎないから、その点は内藤謙教授の論稿(ジュリ あれられているにすぎないから、その点は内藤謙教授の論稿(ジュリ あれられているにすぎないから、その点は内藤謙教授の論稿(ジュリ あれられているにすぎないから、その点は内藤謙教授の論稿(ジュリ あい、国家に対する罪の部分を批判する論文を登載している 管である。これらは、本書の議論の延長線上にある。勿論、これらの点を検討する余裕が出たのも、本章のような立派な仕事が残されている からこそはじめて可能となるのである。つまり、著者の努力によつからこそはじめて可能となるのである。つまり、著者の努力によつからこそはじめて可能となるのである。つまり、著者の努力によつからこそはじめて可能となるのである。つまり、著者の努力によつからこそはじめて安

心して従事出来る「補充作業」なのである。

な反省を喚起せしめる文章である。

しかしながら、本章の発表後に、メルゲン等の努力によつて、グライタリアのグラマティカのそれについては、余りふれられていない。社会防衛論」の見地から、「責任主義」に固執する。西ドイツの刑法社会防衛論」の見地から、「責任主義」に固執する。西ドイツの刑法社会防衛論」の見地から、「責任主義」に固執する。西ドイツの刑法社会防衛論」の見地から、「責任主義」に固執する。西ドイツの刑法社会防衛論」の見地から、「責任主義」に固執する。西ドイツの刑法が加えられている。ここでの中心的テーマは、第二次大戦後、イオタリアのグラマティカのそれについては、余りふれられていない。新聞が加えられている。ここでの中心的テーマは、第二次大戦後、イカリアのグラマティカのそれについては、余りふれられていない。新聞が加えられている。ここでの中心的テーマは、第二次大戦後、イカリアのグラマティカのそれについては、余りふれられていない。

Grundlegung der Défense Sociale, 2 Bde, 1965. さらに、キール大Grundlegung der Défense Sociale, 2 Bde, 1965. さらに、キール大Grundlegung der Défense Sociale, 2 Bde, 1965. さらに、キール大Gramaticas System der Difesa Sociale und das deutsche Schuldstrafrecht という論文を寄せている。私見によれば、我が国では、社会防衛論というと、どうも、それをザッハリッヒに見つめる前に、何か、プリズムを通して屈折した評価をする傾向がありすぎるように思う。それこそが、実は、「責任主義」という名の怪物ではなかろうか。われわれは「責任主義」というものを、その根本から検討し直す必要に迫られているのではないか。第二章は、そのようりをすてて、素直に見つめ直す必要はないか。第二章は、そのようりをすてて、素直に見つめ直す必要はないか。第二章は、そのようりをすてて、素直に見つめ直す必要はないか。第二章は、そのようりをすてて、素直に見つめ直す必要はないか。第二章は、そのようりをすてて、素直に見つめ直す必要はないか。第二章は、そのようりをすてて、素直に見つめ直す必要はないか。第二章は、そのようりをすてて、素直に見つめ直す必要はないか。第二章は、そのようりをすてて、素直に見つめ直す必要はないか。第二章は、そのようりをするという。

する個所である。確信犯の問題については、ペータースがヘルムーする個所である。確信犯の問題については、ペータースがヘルムー度にして要をえた説明が、資料的裏づけを充分にえて、展開されている。みに、法律時報に公表された旧稿では殆んどふれられていなかつた特別委員会「刑法」における審議について、あちこちに挿入いる。殊に、法律時報に公表された旧稿では殆んどふれられていなかった特別委員会「刑法」における審議について、あちこちに挿入いる。殊に、法律時報に公表された旧稿では殆んどふれられていなかった特別委員会「刑法」における審議について、あちこちに挿入いる。この両制度につき、問題となる点のすべてにわたつて、れている。この両制度につき、問題となる点のすべてにわたつて、第三章では、主として、刑罰・処分の制度の改正点について語らずる個所である。確信犯の問題については、ペータースがヘルムー度にして、発行の問題については、ペータースがヘルムー度にして、対して、大田のでは、主として、刑罰・処分の制度の改正点について語らずる個所である。確信犯の問題については、ペータースがヘルムー度にして、表に、大田のでは、本に、大田のでは、本に、大田のでは、本に、大田のでは、本に、大田のでは、本に、大田のでは、本に、大田のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、大田のでは、大田ののでは、大田のいのでは、大田のでは、大田のでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のでは、大田のいのでは、大田のでは、大田のでは、大田のいいのでは、大田のでは、大田のいいでは、大田のいのでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田ののでは、大田のいのでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のいのでは、大田ののでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田ののでは、大田のいのでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、大田のいのでは、大田ののでは、大田のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のいのでは、大田のでは、大田ののでは、本田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田のののでは、、「は、日ののでは、、田ののでは、日ののでは、「は、田ののでは、「は、日のでは、「は、日ののでは、、田ののでは、は、は、日ののは、は、は、は、日ののでは、は、は、は、は、は、は、は、

されたものとを比べてみるとき、その後に公刊された文献をぬかり

井滋夫・ヨーロッパ諸国における犯罪者処遇の実情と刑事立法改革罰金刑については、Zipf, Die Geldstrafe, 1966 がある。なお、臼巻四号のハイニッツとノルの論稿なども参照されるべきであろう。ト・マイヤーの七○歳祝賀論文集に発表した論稿、全刑法雑誌七八

言及ぶらる。 保安処分制度については、著者の造詣は深い。単に、西ドイツの の動向(警察研究に連載中)を参照

存廃論争を客観的に紹介するという体裁がとられている。からではあるまいか。最初に発表された雑誌 (社会改良) の性質上、するのに、著者自身必ずしも死刑廃止論に同調する立場をとらない第四章死刑存廃論争は、比較的簡単な章であるが、これは、推測

けの文献を集め、しかも、特殊なテーマの雑誌論文にまで気を配つ資料を集めて書かれたものであつて、発表された当時、よくこれだ者の重厚な筆力を示す好論文である。いずれも、留学前に我が国でともに、著者が講師時代に刑法雑誌に発表されたものであつて、著三 第二部を構成する三論文のうち、酩酊と交通事犯については、

四・八。

て書かれたものであると驚いたものである。

注からうかがうことができるのである。そして、旧稿と本書に再録の判例や大小さまざまの論文を周到に集めたことを、すでに旧稿のゥングの注釈書から多くを学んでおられたけれども、ライヒ裁判所ェンケ=シュレーダー、ウェルツェル等の著書、フレーゲル=ハルトここでの主たるテーマ、信頼の原則については、マウラッハ、シ

た危険」については、レーベルクとキーナッベルの近業参照。後者を危険」については、レーベルクとキーナッベルの近業参照。後者を危険」については、レーベルクとキーナッベルの近業参照。後者を危険」については、レーベルクとキーナッベルの近業参照。後者を危険」については、レーベルクとキーナッベルの近業参照。後者を危険」については、レーベルクとキーナッベルの近業参照。後者を危険」については、なお、信頼の原則と密接な関係をもつ「許されなければならない。なお、信頼の原則と密接な関係をもつ「許されなければならない。なお、信頼の原則と密接な関係をもつ「許されなければならない。なお、信頼の原則と密接な関係をもつ「許されなければならない。なお、信頼の原則と密接な関係をもつ「許されなければならない。なお、信頼の原則と密接な関係をもに、第一巻には、井上祐司助教授の 抄訳的な 詳しい紹介がある(法政研究三には、井上祐司助教授の 抄訳的な 詳し い紹介がある(法政研究三には、井上祐司助教授の 抄訳的な 詳し い紹介がある(法政研究三には、井上祐司助教授の 抄訳的な 詳し い紹介がある(法政研究三額の原則とでは、第二巻の、信頼の原則については、レーベルクとキーナッベルの近業参照。後者を持ている。

第三章は、フライブルクにある外国・国際刑法研究所の三〇年に第三章は、フライブルクにある外国・国際刑法研究所の立れたものに加筆をほどこされた。私が、同所を訪ねたのは、一九立れたものに加筆をほどこされた。私が、同所を訪ねたのは、一九立れたものに加筆をえたが、あれから一五年たつた今では、その充であるという印象をえたが、あれから一五年たつた今では、その充

でもなく、本書の多くの論文の中にうかがい知ることが出来る。とについて、貴重な体験をしてこられたことは、改めて指摘するまある。比較法というものが、一体、どういうものであるかというこ著者は、この研究所で、二年、充実した研究生活を送られたので

ないこう こうにうよー息のプロセスと各にはごうに、ト國の法向け、さらにそれを超えて、市民の生活、歴史や風土を自分の肌で判例の動向をさぐることに終るのではなくて、法生活の現実に目を単に体系書やモノグラフィー、雑誌論文を通じて学説をたずね、

トリーのない率直さに見られる。これは、自信のある人間にしてはの共通財産となつている概念をこと新らしく説明したりするペダンであるかどうかの判断も生まれてくるというものである。著者の学礎としつつ、我が国の土壌が、学説や法制度をとり入れるのに適当の地域の実態に少しでも近づくことができるのであり、その体験を基感じとる……このような一連のプロセスを経てはじめて、外国の法感じとる……このような一連のプロセスを経てはじめて、外国の法感じとる……このような一連のプロセスを経てはじめて、外国の法感じとるい。

るのである。原典の読書力は勿論のこと、会話能力の抜群であることころで、著者の語学力であるが、これが又、非常にすぐれていたの方法論を身につけた知恵のあらわれを見出すのである。その方法論を身につけた知恵のあらわれを見出すのである。ところで、著者の語学力であるが、ま者の豊かな比較法の知識といが、その言葉のはしは、ことさら外国文献を引用することは見られな「わが国自身の問題をわが国なりに解決する」という意図で書かれ

じめてとりうる態度といつてよい。

りの見事な把握力に目を廻した事実を告白しなければならない。耳物学協会の年報と著者の学会報告である。私は、ひそかに、犯罪生授の会話能力は、我が刑法学会の双璧といつてもよいであろう。その正拠が、第三部の学会報告である。私は、ひそかに、犯罪生授の会話能力は、我が刑法学会の双璧といつてもよいであろう。と、会話能力の抜群であることのである。原典の読書力は勿論のこと、会話能力の抜群であることの方法を表示しているが、第二にすぐれているところで、著者の語学力であるが、これが又、非常にすぐれてい

は、並大低な能力ではない。容と比べて、重要な点で間違いなく大筋を伝えていると い うこ とで歸いてまとめた報告が、それより、数年後に公刊された年報の内

扱われている。 四 さて、第二巻では、第一巻とがらりと変つて、我が国の問題が

条)、過失犯と原因において自由な行為の四編から成る。て自由な行為、改正刑法準備草案と原因において自由な行為(一六れ、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為防止法、判例と原因においれ、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為防止法、判例と原因において自由な行為の理論」と題さ

頼の原則、道路標識による規制の効果と刑事責任、設置方法の適切精密に分析しつつ、判例にあらわれた「信頼の原則」、最高裁と信を中心として――とあるように、我が国の各審級の裁判所の判例を第二部は、「交通事犯と過失の認定」を 扱 う。副題に、――判例

でない道路標識と過失犯の成否なる四編の論文を収める。

別、教唆と間接正犯の三編から成る。 第三部は、共同正犯における犯罪の実行、正犯と共 犯 との 区とく、西原教授の学位論文は、「間接正犯の理論」(昭和三七年)であ者の問題関心に強く出ている「共犯論」をテーマとする。周知のご者の問題関心に強く出ている「共犯論」をテーマとする。周知のご

をふまえ、しかも、原因において自由な行為 と い う、著者の主著第一部のテーマは、三で言及した西ドイツの酩酊犯罪研究の成果じる (この論文を批評することは、私の能力を越えることである)。そして、第四部は、刑法制定史にあらわれた明治維新の性格を論

紹介と批

も、これらの研究成果は大きな貢献をしている。なかつたものである。立法上の寄与の他に、勿論、刑法理論の上でられた提言は、我が国の刑法改正事業にも、影響を及ぼさずにはい「間接正犯の理論」と密接な関係をもつ問題で あつて、そこに 述べ

ず、その結果、これに接触して死に致らしめた場合をあげ、「ある 二次大戦後に、次第に有力となりつつある過失犯の構造論、 務について能力がある場合をどう 解するか」 と問われる。「通行人 注意義務について遵守する能力がなくとも、それに先行する注意義 を認識しえず、したがつて通行人とのあいだに安全な間隔を保ちえ い近視で、しかも夜間眼鏡を使用しなかつたために通行人そのもの 体系的欠陥があるとする。設例として、行為者が法定視力に達しな ぎに行為者個人の注意能力を問題とするという形での折衷説」には の注意能力を顧慮しない客観的注意義務違反というものを考え、つ に従う)に対して、「過失認定の論理過程として、まず第一に行為者 観的な注意能力は責任の問題に配属されるとする 見解(評者もこれ ゆかない」とする。そこで、客観的注意義務は違法性の問題に、 反したかを決定するには、行為者の注意能力を顧慮しないわけには ……常にある特定の態度との関連において問題となつてくるのであ を加えている。著者の基本的な考え方は、「注意義務というものは、 過失犯の違法性(構成要件該当性)を強調する見解に対して鋭い批判 れた第四論文についてふれてみよう。この論文の三の第五節で、第 それらのうち、ここで、特に、日沖教授還暦祝賀論文集に寄稿さ ある行為者に科せられた数多くの注意義務のうちどの義務に違 特に、 主

る、というのであろうか」と問われる。 というのであろうか」と問われる。 というのであろうか」と問われる。 というのであろうか」と問われる。 というのであろうか」と問われる。 というのであろうか」と問われる。 というのであろうか」と問われる。

側としては納得がゆかないのではないかがおしまれる。 なければならない必然性が実はよく分らないのである。 を単に間隔保持を注意すべき能力にだけ限定するというように解さ 「客観的注意義務」の問題だけに 限定して とらえ、注意能力の問題 だ、私としては、近視の者が夜間眼鏡をかけないという事実を単に 者のいうような体系的矛盾をはらんだものであるともいえよう。 法・責任に分説する見解の残したあいまいな部分は、たしかに、 ように思われる。その意味で、過失犯について構成要件該当性・違 者のように、徹底した理論的分析を加えることが従来怠られていた て考察する必要があるにもかかわらず、過失事犯の分析について、著 る業務上過失致死傷のうち、特に、自動車によるそれを念頭に置 を考える場合、どうしても、近時の犯罪統計上、増加の一途をたど に図式化して考えることで体系的矛盾を云々しても、批判を受ける な理論的分析力は見事であるが、ただ、設例について、、余りにも厳格 たしかに、この点の指摘は鋭いものをもつている。過失犯の構造 論者の明晰 勿論、との 著

を出したという意味ではないことを、特に、ことわつておきたい。点については、私としても、よく考え直してみたいので、直ちに結論

第二部の信頼の原則については、著者の学説が、最高裁判例に影

いつてよいし、それに気がつかないとすれば、それは無知であるといってよいし、それに気がつかないとすれば、それは無知であると言え、
「級審の判例の積み 重ねを 分析して、「信頼の原則」が、最高裁判下級審の判例の積み 重ねを 分析して、「信頼の原則」が、最高裁判下級審の判例をして出るべきことを予言していたのである。そして、こ所の判例として出るべきことを予言していたのである。そして、こ所の判例として出るべきことを予言していたのである。そして、こ所の判例として出るべきことを予言していたのである。それな、信頼の原則を検討しようとする者が、西原論文のとの趨ったが、信頼の原則を検討しようとする者が、西原論文のと言える。それ故、信頼の原則を検討しようとする者が、西原論文のと言える。それ故、信頼の原則を検討しようとすれば、それは無知であるといつてよいし、それに気がつかないとすれば、それは無知であるといってよいし、それに気がつかないとすれば、それは無知であるといってよいし、それに気がつかないとすれば、それは無知であるといってよいし、とれば、それは無知であるといってよいし、というというによいない。

待したい。

著者によれば、「信頼の原則というものは、……それの認められるでき種々の条件を必要とする」とし、①自動車の高速度かつ円滑なを通の必要性、②交通教育の徹底、③道路その他交通環境の整備をあが正しく、この条件が次第に整備されてゆく現在の社会では、るのが正しく、この条件が次第に整備されてゆく現在の社会では、るのが正しく、この条件が次第に整備されてゆく現在の社会では、る。何と見事な、交通犯罪学的知見ではないか。

評することができる。

て、やがて確固とした内容をえて ゆくで あろう。「信頼の原則」を信頼の原則は、著者の努力とあいまつて、判例の積み重ねでもつ

適用の可能性の拡張と適用の限界とが明らかにされてゆくことを期う後の多くの人々の努力によつて、信頼の原則がはぐくまれ、そのうべきであるし、わが国の学説・判例を云々するものは、第一巻に引用されたの第方は、輝かしいものであり、その努力を多としたい。ともあれ、間的意味を疑われてしまうであろう。それ程、著者のこの分野での関的意味を疑われてしまうであろう。それ程、著者のこの分野での関的意味を疑われてしまうであろう。それ程、著者のこの分野での関的意味を疑われてしまうである。それ程、著者のこの分野での対力は、輝かしいものであり、それである。ドイツの学説・判例を云々するものは、第一巻に引用されたそれである。

は、被害を受けた歩行者に対し、むしろ非難を加えてしかるべき場に、被害を受けた歩行者に対し、むしいのは、著者は、歩行者と運転、をの限りでは正しいである。車の方が、物理的に力があり、攻撃者であるの点についてである。車の方が、物理的に力があり、攻撃者であるの点についてである。車の方が、物理的に力があり、攻撃者であるの点についてである。車の方が、物理的に力があり、攻撃者であるの点についてである。車の方が、物理的に力があり、攻撃者であるの点についてである。車の方が、物理的に力があり、攻撃者であるの点についてあろうが、しかし、被害者学的にこれを考えるとき、道路が整備され、交通管察の「歩行者優先」という指導の行きすぎないであろうか。交通警察の「歩行者優先」という指導の行きすぎないであろうか。交通警察の「歩行者優先」という指導の行きすぎないであろうか。交通警察の「歩行者優先」という指導の行きすぎないであろうが、しかし、具体的事情によつてれ、その限りでは正しいであろうが、しかし、具体的事情によっては、密報の原則の適用に限界を置くよう考えて居られる、大の関係について、若干、補足したいのは、著者は、歩行者と運

に対して、必ずしも抑制する必要はないと思われる。合もあるであろうし、このような方向に、信頼の原則を認めること

不適切に設置された事案につき、かなり不適当な起訴がなされていついでながら、道交事犯と交通標識規制の問題について、極めて

取締の現実もあるということに対する洞察を欠く見方であるといい きつけられて、それを争う時間が無駄であるとして、金ですむこと が、この制度を手軽に利用して、検挙件数かせぎをするようなことが 反とか、優先順位違反などについては、検挙能率をあげるため、取締 なら仕方あるまいとあきらめている者の心情と必要の限度を越えた 違反の事実――それも多くは、不運といつてもよいような――をつ が現状」であるといつておられるが(ジュリスト三七〇号一二六頁)、 温検事が、現在の手続でも違反者は「違反事実を認めて争わないの ないよう、望みたいものである。この点で、私の疑念に対し、安西 が少なからずある。反則行為とされているものについても、警察官 で飛来する小鳥をつかまえるようなやり方で、違反を摘発する事実 方法としてはかなり行きすぎた、まるで、カスミ網をはつて無意識 金の納付を強制するおそれを感じたからである。事実、一時停止違 ら仕方がないという気持にさせて、違反者(と認定された者)に反則 て判定の微妙な事案を任せることは、結局、一万円以下の金ですむな 認警察官の認定に余り多くのものをまかせ、しかも、事情上、極め とがあつた(法律時報三九巻四号三七頁以下)。 それと いうのも、現 て、さし当つては適用すべき事例を少くした方がよいと提案したこ るという事実を教えられる。私は、かつて、交通反則金制度につい

五 書評として与えられた紙幅の関係で、第三部以下については、たい。

簡単にふれておく。

共同正犯における犯罪の実行という論文は、

通説によつて攻撃の

矢面に立たされている「共同意思主体説」を支持するために、通説 矢面に立たされている「共同意思主体説」を支持するために、通説 に反映している。この点、論文集をまとめる者の心しなければなら ない心構えが、しつかりとうち出されている。

この上ない恩恵を受けることができる。の学説・判例の動きをもとり入れてまとめられれば、読者としてはあるから、一書にまとめられることは便利であり、加えて、その後あるから、一書にまとめられることは便利であり、加えて、その後の学説・判例の動きをもとり入れてまとめられれば、読者としては、たい一〇年近くの間に、いろいろなところで発表された論文は、た

めると次の通りである。

最後に、この論文集をも含めて、この種の企画のもつ意義をまと

らばらに発表したから統一性がないと言うのが常である。本書の著の論文集の著者は、各論文について、関連性を意識しないで、ば

とに気づかざるをえない。 と、太い一本、二本の線が、共通の問題意識として貫流しているこ 考もそのように謙遜している。しかし、こうして全体を 通 読 する

が世に問われる日がくるであろう。それまで、私共は、モノグラフ ずれたことをやつている。西原教授は、しかし、まさに、私の理想 きであると考えていた。残念ながら私は、右の理想型といささかは 体系書は、個別問題に関連してこれらの論文集の個々の個所を引用 にあつたゆき方を示しているのである。やがて、西原刑法学の体系 姿は、まずモノグラフィー、次に、論文集、最後に体系書を書くべ のがある。私は、常に、学者が研究業績を発表する場合のあるべき し、当該問題点を指示するであろう。 ィーと論文集からその形姿を推測するわけであり、又、多分、その ーマをまとめた論文集が出るという。まことに、期して待つべきも (3)著者のはしがきによると、本書のほかに、やがて、理論的なテ

説史的裏づけを求め、慎重に議論を展開してゆくその多くの業績か 教授の重厚な学風、単なる思いつきではなくて、納得のゆくまで学 対抗意識を持つていると言われれば、それまでの話であるが、西原 な先行者をもつていることを幸福と考えるものである。潜在的に、 年の差を保持して進んで居られる。私は、同年輩者の中にこのよう マを脈絡もなしに追いつづけている自分の研究態度に、反省を迫 今、この二著を手にして、日頃、とりとめもない、バラバラなテ 著者は、私よりも二年早く生れ、学会での活躍においても常に二 私は学者としてのあるべき研究態度を学びたいと思つている。

られたような思いがする。

がわれる。私は、私学の研究者として共通の悩みを背負いつつも、 争によつて、研究上、かなりの支障に遭遇して居られることがうか レッテル詐欺を犯さないように、歯をくいしばつて研究生活を続け 第一巻のはしがきから、西原教授が、学内の雑事、殊に、学園紛

る仲間を見出して、はげまされる思いである

ではあるにせよ、近くに居てくれるということは、大きな喜びであ をもつことが是非必要である。さもなければ、いい気になつて、学問 年齢的に一〇年前後のところに、能力を同じくする研究仲間の存在 である。これで、若し江家教授の後継者が居れば、早稲田には恐ろ ある。斉藤金作教授の御指導によつて成長した研究グループがそれ で研究を共同になしうる日のおとづれる こと を 期待して、筆をお 学の伝統を担うべく運命づけられている。いつの日か、机をはさん るといわなければならない。早晩、私達は、それぞれの大学の刑法 殆んど同世代といつて良い本書の著者のような人が、たとえ他大学 的に堕落する。身近に、自戒を迫るような学問仲間がない私には、 ないものである。ともあれ、私達のような若い世代の研究者には、 しい研究体制が出来上つたことであろうが、世の中は、うまくゆか しかし、西原教授の身近には、私と比べて格段の良い研究体制が

く。

(昭和四二年七月、成文堂、一二〇〇円)

(一九六七・一二・一○稿) (宮 沢 浩二

介 ٤ 批